

#はじめまして、投票。

10.22日

第48回 衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票は
18歳から
行えます

期日前投票・不在者投票

10月11日(水)～10月21日(土)



<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/> 福島県選挙管理委員会 検索

福島県選挙管理委員会 福島県明るい選挙推進協議会

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日10月22日(日)

投票は
18歳から
行えます

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!!

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■期 間／衆議院議員総選挙 10月11日(水)～10月21日(土)
国 民 審 査

■時 間／8:30～20:00 (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場 所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手続き／期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します。
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)
不在者投票：以下の手続きにより投票してください。

1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。

【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしなさい。投票ができなくなります。

3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

選挙に関する情報はこちらのサイトから

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

福島県選管

検索



候補者・政党等の情報がご覧になれます。

小選挙区選挙	比例代表選挙	最高裁判官国民審査
▶ 選挙区ごとに各候補者の一覧 氏名 候補者届出政党名 ウェブサイトアドレス	▶ 名簿届出政党等の一覧 名称・略称 ウェブサイトアドレス	▶ 審査に付される裁判官の一覧 氏名
▶ 選挙区ごとの 選挙公報	▶ 名簿届出政党等の 選挙公報	▶ 審査に付される裁判官の 審査公報

期日前・不在者投票の詳細については、県選挙管理委員会（024-521-7062）又は最寄りの各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。